

# 神戸市立名谷小学校いじめ防止基本方針

## はじめに

本校では、「いじめ防止対策推進法」第13条の規定に基づき、本校の児童が楽しく心豊かな学校生活を送ることができるとともに、いじめのない学校を実現するために、標記のいじめを防止するための基本方針を策定する。

本校におけるいじめ防止基本方針の重点目標は次の通りである。

- ①神戸市いじめ指導三原則「するを許さず、されるを責めず、第三者なし」を指導の核とする。
- ②児童および教職員の人権感覚を高める。
- ③児童と児童、児童と教員をはじめとして温かな人間関係を構築する。
- ④いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決する。
- ⑤いじめ問題について保護者・地域・関係機関との連携を深める。

## 1 いじめについて

いじめとは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているものである。

本校では、「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、いじめを訴えてきた児童の立場に立ち、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという姿勢を堅持しながら事実関係を確かめ、対応に当たる。

## 2 いじめ事案への対応について

- ・人権に配慮しながら事実関係を的確に確認し、指導の記録を正確に残す。
- ・保護者に対して事実について説明するとともに、いじめの再発を防止する体制について協力と理解を得る。
- ・いじめられた児童を守るために全職員で情報を共有し、いじめ問題の解決に向けて組織的な支援を継続する。
- ・いじめた児童へは「いじめは許さない」という毅然とした指導を行い、相手の思いや自己の行為について考えさせ、いじめを再発させない環境を構築する。
- ・教育委員会事務局に事実関係を報告する。

## 3 校内体制について

- ①名谷小学校いじめ問題対策委員会を設置する。

構成は、校長・教頭・養護教諭・生徒指導係・児童支援・各学年担任・特別支援学級担任・専科・スクールカウンセラーとする。

## ②いじめ問題対策委員会の役割

- ・本校におけるいじめ防止等の取り組みに関することや、相談内容の把握、児童・保護者へのいじめ防止の啓発等に関することを行う。
- ・いじめの相談があった場合には、当該担任等に加え、事実関係の把握、関係児童、保護者への対応等について協議する。なお、いじめに関する情報については児童の個人情報の取り扱いを十分に注意しながら、本校の教職員が共有するようにする。
- ・本校のいじめ対策について取り組みの検証と改善を行う。

## 4 教職員の姿勢

- ・児童一人一人が自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・児童が自己実現を図れるように、分かる授業を日々行うことに努める。
- ・児童の思いやりの心を育み、命の大切さについて学ぶ道徳教育や学級指導の充実を図る。
- ・「いじめは許さない」という姿勢を教員が堅持していることを全教育活動を通して児童に示す。
- ・児童一人一人の変化に気づく、鋭敏な感覚をもつように努める。
- ・児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。
- ・自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・問題を抱え込まないで、管理職への報告や学年や同僚に相談し、協力を求める意識をもつ。

## 5 いじめの未然防止

### 【児童に対して】

- ・児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また学級や学校のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・分かる授業を行い、児童に基礎基本の定着を図るとともに学習に対する達成感や成就感を育てる。
- ・思いやりの心や命を大切にすることを、道徳の授業や学級活動をはじめとしたすべての教育活動を通して育てる。
- ・すべての児童が「いじめは決して許されない」という認識をもつように様々な体験や活動を通して指導する。
- ・見て見ぬふりをするのはいじめをしていることにつながるということ、いじめを見たら教職員や友達に知らせ、やめさせることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことを併せて指導する。（「いじめ」を見たら、何らかの形で止められる子供を育てる。）

### 【学校全体として】

- ・すべての教育活動を通して、「いじめは許されない」という学校風土をつくる。
- ・いじめに関するアンケート調査を定期的実施し、その結果から児童の様子の変化などを学校全体で共有する。
- ・スクールカウンセラーと養護教諭を中心に教育相談体制の充実を図り、全教職員で児童の心のケアに当たる。

- ・「いじめ問題」に関する校内研修を行い、いじめについて教職員の理解力と実践力を深める。
- ・いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

#### 【保護者・地域に対して】

- ・児童が発する変化のサインに気づいたら、すぐに学校に相談することの大切さを伝える。
- ・「いじめ問題」の解決において、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを、保護者会・学校だより・ふれあい懇話会・地域での会合等で啓発し、理解と協力を得る。

### 6 いじめの早期発見

- ・アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩みの把握に努め、ともに解決していくとする姿勢を示して児童との信頼関係を深める。
- ・異学年交流や行事、スポーツ協会活動などを通して、児童の様子を多くの教員で見守り、気づいたことを共有する場を設ける。
- ・様子に変化が感じられる児童には、積極的に声かけを行い、安心感をもたせる。

### 7 いじめの早期対応

- ・いじめ問題だけでなく、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談する大切さを日々伝えていく。
- ・いじめられている児童や保護者からの訴えを親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
- ・いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともに、いじめ問題対策委員会等、学校全体で情報を共有する。
- ・学校として組織的な体制の下で、事実関係の把握を行う。
- ・事実関係を正確に当該保護者に伝え、学校と家庭の協力の下に解決していく。
- ・いじめの再発を防止するために、いじめを受けた児童と保護者への支援と、いじめを行った児童への指導と保護者への支援を継続的に行う。
- ・状況によっては、教育委員会事務局・警察署・少年サポートセンターなどと連携して対処する。

### 8 特別な支援を要する児童への配慮

- ・特別支援学級に在籍する児童、もしくは通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童の中には、他の児童との間に何らかのトラブルが生じた際に、自分の思いや苦しさを表現することが困難な児童も在籍している。このような児童に対するいじめを未然に防止したり、発生したいじめを早期に発見し、解消を図ったりするために、全教職員による支援体制を構築する。
- ・個々の児童を尊重する教育を推進するために、特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習を積極的にすすめる。

### 9 インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応

- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等の利用に関して、マナーやルールづくりにおいて保護者に

協力を依頼する。

- ・インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性やトラブルにおいて、最新の情報を把握して児童や保護者に啓発する。
- ・情報モラル教育を積極的に進めるために少年サポートセンターをはじめとする関係機関との連携を進める。
- ・インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、事案によっては警察や法務局等の関係機関と連携して対応する。

## 10 保護者・地域との連携

- ・PTA や地域の会合等で学校のいじめ問題への取り組みについて情報を発信し、保護者や地域との連携を深める。
- ・PTA・ふれあい懇話会等の組織を活用して、地域ぐるみで「いじめ撲滅運動」に取り組む。

## 11 関係機関との連携

- ・学校の指導だけでは十分な効果を上げることが困難な場合など、関係機関(警察署・少年サポートセンター・子ども家庭センター・病院・法務局等)と連携する体制を構築する。
- ・インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性をはじめ、情報モラル教育を積極的に進めるために、少年サポートセンター等の関係機関との連携を進める。
- ・犯罪行為が認められるときには、警察署・少年サポートセンター・法務局等と連携した対応を行う。

## 12 重大事態への対処

- ・重大事態が発生した際は、教育委員会事務局に迅速に報告する。
- ・教育委員会事務局の指示の下で、第三者からなる組織を設け調査する。
- ・重大事態が発生したことを真摯に受け止め、事実関係を正確に把握し、調査委員会に速やかに提出する。
- ・いじめを受けた児童、保護者に対する学校の説明責任を自覚し、調査等により明らかになった事実関係について情報を提供する。

## 13 その他

- ・学校評価の中で、年度の取り組み状況、児童・保護者のアンケート調査、教職員による自己評価などその結果を公表し、次年度の取り組みの改善に生かす。
- ・本校のいじめ問題対策委員会において適宜この基本方針を見直し、必要があると認められるときには改訂を行う。
- ・この方針は平成26年4月1日より施行する。